

「津山城 Legend 推進協議会」  
名護屋山三郎キャラクター及びロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「名護屋山三郎（なごやさんざぶろう）キャラクター」及びロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは「名護屋山三郎」[津山城 Legend 推進協議会（以下「協議会」という。）が別に規定する名称やキャラクターデザイン]をいい、ロゴマークとはシンボルマーク（協議会が別に規定する図案）及びロゴタイプ（協議会が別に規定する装飾文字）をいう。

(キャラクター等の使用目的)

第3条 キャラクター等は、津山城を盛り上げるとともに津山市域の良さを地域内外に発信するために使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第4条 キャラクター等を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ協議会に対して、キャラクター等使用申請書（様式第1号）を提出して、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 協議会は、前条の申請に対してその内容を審査し、次の各号に掲げる場合を除き、キャラクター等の使用を承認するものとする。

- (1) 協議会の品位を傷つけるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体を支援や公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、協議会がキャラクター等の使用を不適當であると認めたとき。

- 2 協議会は、キャラクター等の使用を承認するにあたり、必要条件を付すことができる。
- 3 協議会は、第4条の申請を承認したときは、キャラクター等使用承認通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。
- 4 協議会は、第4条の申請が第5条第1項の規定に該当すると認め、キャラクター等の使用を承認しないときは、キャラクター等使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、協議会が指示する使用条件に従うこと。
- (2) この承認によって生じるキャラクター等の使用権を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 要綱及び協議会が定めた色、形状等を正しく使用し、規格外の展開等応用、又はキャラクター等のイメージを損なう使用はしないこと。
- (4) 使用に先立ち当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その形状の分かる写真等を持って代えることができるものとする。
- (5) 当該使用に係る物件を原因とする事故等に対しては、協議会は一切責任を負わない。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター等使用申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項は、第3条から第6条の規定を準用する。

3 協議会は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、キャラクター等使用承認通知書により通知するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第8条 協議会は、次の各号に掲げる場合により、使用者に対し、キャラクター等の取消し、又は必要な指示を行うことができる。

- (1) 使用者が、この要綱に違反したとき又は違反することが判明した場合。
- (2) 使用者が、申請を偽り、その他不正の手段により使用承認を受けた場合。
- (3) 使用者が、協議会が必要とする指示に従わない場合。

2 協議会は、前項の規定によりキャラクター等の使用を取消したときは、使用を取消された者に対し、キャラクター等使用承認取消通知書(様式第4号)を速やかに交付するものとする。

3 前々項の規定によりキャラクター等の使用を取消された者、又は協議会が必要とする指示に従えない者は、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定によりキャラクター等の使用を取消された者、又は物件回収の指示を命じられた者は、速やかに当該承認に係る物件を回収しなければならない。

5 協議会は、第1項の規定によりキャラクター等の使用を取消した場合において、使用を取消した者に生ずる損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(責任の制限)

第9条 使用者が、キャラクター等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、協議会は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用期限)

第10条 キャラクター等の使用は使用承認から最長1年とする。

(補足)

第 11 条 キャラクター等の取扱いに係る必要な事項は、この要綱に定めるもののほか協議  
会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。